

Ⅲ 資料編

- 1 次世代育成支援事業一覧
- 2 新宿区次世代育成支援計画（平成 22 年度～平成 26 年度）策定体制
- 3 新宿区次世代育成支援計画（平成 22 年度～平成 26 年度）策定経過
- 4 地域説明会等実施状況
- 5 新宿区次世代育成協議会条例
- 6 新宿区次世代育成協議会の構成
- 7 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱
- 8 新宿区次世代育成支援推進本部の構成

1 次世代育成支援事業一覧

※表中の網掛け部分は「第Ⅱ章」における「主な事業」です。

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

1-1 すべての子どもが大切にされる社会のために

事業名	主な事業内容	担当課
子どものための人権擁護委員の活動	子どもの人権又はこれに関わる環境整備について協議する。また必要に応じて調査・勧告・意見発表等必要な措置を行う。小・中学校に人権相談カードを配布し、相談事業を行う。	総務課
子ども家庭サポートネットワーク	福祉、保健、教育等の子ども家庭関係組織のより効果的な連携を図るため、「子ども家庭サポートネットワーク」を設置、運営している。（このネットワークは、児童福祉法第25条に基づく要保護児童対策地域協議会として位置づけている。）	子ども家庭課
子どもの施策への参画促進	[小学生・中学生フォーラムの実施] 次代を担う小・中学生が、日頃の生活の中で感じていることについて、区長等と意見交換することにより、区政に対する関心や意識を高めていく。 [施策への参画] 子どもが参画可能な施策（児童館中高生スペースの設置・公園の改修計画への参加等）において子どもの参画を促していく。	子ども家庭課 関係各課
未来を担うジュニアリーダーの育成	地域活動において、子どもたちのリーダーとして活躍するジュニアリーダーの発掘と育成を図る。また、ジュニアリーダーを育成する過程で、子どもの主体性、自主性、協調性を育み、「生きる力」の充実を図る。	子ども家庭課
学校における人権教育の推進	新宿区教育委員会で作成した「人権教育推進委員会だより」や東京都教育委員会が作成した「人権教育プログラム」を活用し、人権への正しい理解を深める取組みを行う。	教育指導課
新宿子どもほっとライン	いじめ相談専用電話を開設し、専門相談員が児童・生徒や保護者からの相談を行う。	教育指導課
<教育センター> 小学校へのスクールカウンセラーの派遣	小学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立小学校に週1～2回派遣する。	教育指導課
<教育センター> 中学校へのスクールカウンセラーの派遣	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立中学校に週1～2回派遣する。	教育指導課
<教育センター> 教育センターの教育相談	区内在住の幼児から高校生まで及びその保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行う。	教育指導課

事業名	主な事業内容	担当課
<教育センター> つくし教室	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動などを通して指導・援助をする。	教育指導課
<教育センター> メンタルフレンド	教育センターのつくし教室に行けない引きこもりがちな子どもに対して、家庭を訪問して相談・援助を行う。	教育指導課
子どもの権利に関する啓発事業	小・中学生フォーラムや公園づくりワークショップの開催等により、子どもの社会参画の推進を図りつつ、子どもの権利についての理解を促進する。	関係各課

1-2 子どもの生きる力を育てるために

事業名	主な事業内容	担当課
消費者情報の提供	「かしこい消費者」になるための知識と情報を取りまとめた中学生用消費者教育副読本を作成し、区立中学校の授業で消費者教育の推進を図る。	産業振興課
新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援	21年度に設立した新宿区勤労者・仕事支援センターで、就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートなどの就労支援を行う。	産業振興課
若者自立支援連絡会	NPO等と協働し、働くことに意欲がもてない若者や家族からの相談・自立のための生活訓練等の支援を行うことを検討する。	産業振興課
確かな学力の育成	少人数学習指導の充実や「小1プロブレム」などの学校運営の様々な課題に対応するため、確かな学力推進員（区費講師）を全校配置する。 また、授業改善推進員（退職校長）を派遣し、新規採用教員等への指導を行い、教員の授業力の向上を図る。	教育指導課
放課後等学習支援	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒に対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため複数の学習支援員を配置する。	教育指導課
外国人英語教育指導員の配置	学校教育の中で、日本と諸外国の文化・伝統の理解を深め、国際協力のあり方を学ぶ機会として、小・中学校において外国人英語指導による外国人との交流学习を実施する。	教育指導課

事業名	主な事業内容	担当課
特色ある教育活動の推進	各学校（園）の中・長期的な視点に立った特色ある教育活動の展開を具現化するため、「特色ある学校づくりのための教育活動計画」や各校の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施する。	教育指導課
スクール・コーディネーターの活動	各小・中学校に1名ずつのスクール・コーディネーターを配置し、小・中学校に地域の教育力を橋渡しすることで、学校の教育活動を支援するとともに、学校を核とした家庭・地域の活動を進め、子どもの教育活動や体験学習活動の充実を図る。	教育指導課
地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進	地域の住民や保護者などがその地域の学校の運営に参画することにより、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを推進するため、順次、地域協働学校としての指定を行う。	教育指導課
学校評価の充実	これまで行ってきた教職員による内部評価に加え、新たな学校評価として、学校関係者評価や第三者評価を実施する。また、確かな学力の育成に関する意識調査を毎年実施する。	教育指導課
キャリア教育の推進	社会の一員であることを認識し、自己の個性を理解し、最も合った進路を主体的に選択できるよう、小学校からの発達段階に即したキャリア教育を行う。	教育指導課
連携教育の推進	幼児期の教育と小学校以降の教育との適切な接続の在り方を探るため、連携教育推進員（区費講師）の配置校を指定し、総合的な調査研究を行い、幼稚園・保育園、小学校、中学校の円滑な接続ができる連携教育の充実を図る。	教育指導課
<教育センター> サイエンス・プログラムの推進	理科教育の充実を図るため、小学校に理科の専門性の高い講師を派遣し、教員への実験指導等を行う。また、中学校では、大学との連携により最先端技術を活用した授業を提供する。	教育指導課
幼稚園と保育園の連携・一元化	0歳から小学校就学前までの子どもに対し、その成長と発達を見据えた一貫した保育と幼児教育を実施するとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、幼稚園と保育園を一元化した子ども園を計画的に整備する。	学校運営課 保育課
学校選択制の推進	児童・生徒及び保護者が自らの判断で選択できる学校選択制度を活かし、各学校の特色ある教育活動の充実を図る。	学校運営課
幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園で教育課程に係る教育時間終了後等に、希望する園児を対象に行う教育活動。私立幼稚園で実施しているほか、子ども園で実施する。	学校運営課
男女共同参画啓発講座	誰もがいきいきと自分らしく生きるため、男女共同参画啓発講座を通じて若者の生き方を支援していく。	男女共同参画課

1-3 子どもが心身ともに豊かに育つために

1-3-1 心とからだの栄養素「遊び」

事業名	主な事業内容	担当課
総合型地域スポーツ・文化クラブの育成（地域スポーツ・文化事業の実施）	子どもから高齢者までが個々の目的やレベルに応じて多様なスポーツ・文化活動に親しめる「総合型地域スポーツ・文化クラブ」の設立を推進する。このため、区民主体の自立したクラブ運営を支援することにより、地域スポーツ・文化事業協議会と学校施設開放委員会との組織融合や、地域関係組織との連携強化を図り、地域の総合力を結集した「総合型地域スポーツ・文化クラブ」を目指す。	生涯学習 コミュニティ課
プレイパーク活動の推進	区内の公園でプレイパーク活動を行うボランティア・NPO 団体との協働により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進する。	子ども サービス課
プレイリーダーの養成	地域の遊びの活性化のため、プレイリーダーを養成する。また広報、会場確保等の支援を行う。	子ども サービス課
放課後子どもひろばの拡充	学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施する。（23 年度までに全小学校で実施）	子ども サービス課
中高生にとっての魅力ある居場所づくり	中高生にも利用しやすい児童館を目指し、地域や施設の状況により中高生のためのスペースを確保するとともに、利用時間の延長を行う。	子ども サービス課
児童館における指定管理者制度の活用	児童館に指定管理者制度を導入し、民間のアイデアを活用した児童館運営を行う。	子ども サービス課
みんなで考える身近な公園の整備	老朽化等により公園の改修を行う際に、小規模公園については地域特性を生かせるよう住民による懇談会等を開催し、プラン作成段階からの区民参加を進めていく。今後は、子どもの意見も反映できるよう工夫していく。	みどり公園課
新宿中央公園活性化プラン	新宿中央公園の各エリアの性格を特化することによる活性化を継続する。ちびっこ広場については、安全で安心して遊べる場所となるよう、子どもたちの専用広場時間設定を継続実施する。また、地域住民との協働により、プレイリーダーの育成等を推進し、地域に親しまれる広場を目指す。	みどり公園課

1-3-② 心とからだの栄養素「文化・芸術」

事業名	主な事業内容	担当課
文化芸術振興基本条例の制定	「文化芸術創造のまち 新宿」の実現を目指す指針として、文化芸術振興基本条例を21年度に制定し、区民・関係団体、事業者・学校・区等のそれぞれの役割を示す。	文化観光国際課
文化体験プログラムの展開	子どもたちが芸術伝統文化に気軽に触れることができる各種事業の実施により、豊かな人間性と多様な個性をはぐくむとともに、文化芸術活動への参加のきっかけ作りを行う。	文化観光国際課
子ども読書活動の推進	「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが、自主的に読書活動を行うことができるように、読書に関する親力の向上講座や読書塾の開設、学校図書館への司書派遣など、読書環境を整備する。	中央図書館
図書館サポーター制度	図書館サポーター希望者を登録し、ボランティア活動として読み聞かせや家庭配本、資料整理、対面朗読等を行う。	中央図書館
新こども図書館の開設準備	新しい中央図書館のあり方の検討に伴い、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の核としてのこども図書館の役割や機能を再確認し、新「こども図書館」の整備を検討する。	中央図書館
病院サービスの充実	区内4病院に長期入院している子どもたちが図書館サービスを受けられるよう、病院への配本サービスを実施する。	中央図書館
絵本でふれあう子育て支援	保健センターで実施している乳幼児健診（3～4か月健診と3歳時健診）の際に、読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援する。	中央図書館

1-3-③ 心とからだの栄養素「食」

事業名	主な事業内容	担当課
保育園での食育の推進	食事のマナーを身につけたり、簡単な調理や野菜の栽培など食の体験を通して、子どもの食生活への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培う。	保育課
食育の推進	「食育」の概念や目標について、必要性や区民参加の重要性を普及啓発するための講演会を開催するとともに、食育ボランティアを育成し、児童館や子ども料理教室等における「食育」活動の支援を行う。 また、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食の教育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備する。	健康推進課 教育指導課

事業名	主な事業内容	担当課
離乳食講習会	6～7か月児を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行う。	健康推進課
食育リーフレットの配布	食に関するリーフレットを配布し、食育の普及啓発を行う。	健康推進課
食育ボランティアによる料理教室	食育ボランティアによる料理教室を様々な場所で開催し、基本的な食に関する知識の普及を行う。	健康推進課
もぐもぐごっくん支援事業	乳幼児の保護者からの口腔機能全般に関する相談に応じることで不安を取り除くとともに、適切な指導により健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、「お口の機能（飲み込み・噛み方・歯並び等）」講習会の開催や、個別相談を実施する。	保健センター
幼児食教室	1歳児を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と調理実演・試食を行う。	保健センター
食育まつり	広く「食」への関心を持ってもらうために区民参加型のイベントを行う。また、「食育の推進」事業である「メニューコンクール」と連動させるなど、「食」について楽しみながら学び、自ら考える機会とする。	健康推進課

目標2 健やかな子育てを応援します

2-1 安心な妊娠・出産からはじめる子育て

事業名	主な事業内容	担当課
入院助産	保健上必要であるにも関わらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦に対して、出産費を公費で負担する。	子どもサービス課
妊婦健康診査	妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防のため、委託医療機関において、妊娠中の健康診断を行う。20年度から妊婦健康診査の回数を2回から14回とした。	健康推進課
妊婦健康診査費助成	少子化対策の一環として、妊婦健康診査費の一部を助成し、区民が安心して出産できる環境を整える。19年度中に母子健康手帳を発行し妊婦健康診査（後期）を受けた者に、妊婦健康診査費の一部（8万円又は2万円）を各金額の要件により助成する。	健康推進課
妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等により、入院医療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を行う。	健康推進課
妊婦歯科相談	妊娠中に歯科健康診査を実施し、歯科疾患の早期発見・早期治療及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図る。	健康推進課
妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付する。	保健センター
母親・両親学級等の開催	母親・父親になる人に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施している。	保健センター
妊婦への相談支援	〔ハイリスク妊婦等要支援者への支援の充実〕 ①妊娠届書からハイリスク妊婦（10代及び40歳以上の妊娠・22週以降の妊娠届等）を把握し支援を行う。 ②母子健康手帳交付時に妊婦の生活習慣や心の健康状態を把握するための質問票を活用して支援する。	保健センター
はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦と産後3か月くらいの母親を対象に、心理職等による講演、助産師・保健師による相談や指導とともに、身近な仲間同士のアドバイスや情報交換を行う。	保健センター

2-2 子どもの健やかな成長のために

2-2-1 ① 乳幼児の健やかな発達支援

事業名	主な事業内容	担当課
すくすく赤ちゃん訪問	0 か月～生後 4 か月までの乳児を対象に助産師または保健師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導する。また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげる。	保健センター
乳幼児の健康支援	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査（3～4 か月児・6 か月児・9 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児）、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に行う。	保健センター
未熟児、発育・発達の支援を要する児への対応	未熟児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発達・発育の支援を要する児の早期対応を行ない、養育及び子育ての支援をしていく。	保健センター
【再掲】すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の問題があるか、又はそのおそれのある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、異常の早期発見及び療育の相談を行う。	保健センター
【再掲】はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦と産後 3 か月くらいの母親を対象に、心理職等による講演、助産師・保健師による相談や指導とともに、身近な仲間同士のアドバイスや情報交換を行う。	保健センター
産婦健康相談	産後の健康や授乳相談及び育児不安の解消のため、3～4 か月健診時にあわせて、助産師による健康相談や保健師、栄養士による保健・栄養相談を行っている。	保健センター
育児相談・育児グループ・育児講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施する。 ・双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施する。 ・子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催する。 	保健センター
親と子の相談室	3～4 か月児健診・1 歳 6 か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び乳幼児虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行う。	保健センター
オリーブの会 (MCG) MCG : Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図る。	保健センター
歯から始める子育て支援体制の構築	子どもと子育て中の保護者の歯科保健を支えるため、区内歯科医療機関従事者や保育士等の子育て支援専門職をデンタルサポーターとして養成する。また、2 歳児から 5 歳児までを対象に、身近な歯科医療機関での歯と口の健康チェックと保健指導、無料のフッ化物歯面塗布事業を行っている。	健康推進課

事業名	主な事業内容	担当課
歯科衛生相談	歯科医師及び歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防及び口腔機能に関する相談や歯みがき指導を、「はじめて歯科相談（1歳児）」、「にこにこ歯科相談（2歳児）」等の相談日を設け実施している。	保健センター
ぜん息予防アレルギー相談	15歳未満の子どもの対象に、ぜん息やアトピー症状等について、小児科医師が診察・相談に応じるほか、栄養相談、住環境相談等を行い、疾病の予防と健康の回復・増進を図る。	健康推進課
家庭における乳幼児事故防止対策	乳幼児の不慮の事故を防ぐため、事故防止に関する講演会の開催及び母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行う。	保健センター
子どもに関する医療情報の提供	家庭において安心して子どもの健康を守れるよう、子どもによくある症状や病気の対処方法や医療機関情報などについて情報提供をするとともに、学習の機会を設ける。	健康推進課 保健センター
【再掲】妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付する。	保健センター
予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施する。	保健予防課 保健センター

2-2-② 学童期から思春期までの健康づくり

事業名	主な事業内容	担当課
小・中学生への喫煙防止に関する普及啓発事業	小・中学生に対する講演会の開催などを通じ、喫煙の害についての普及啓発を図る。	健康推進課
思春期保健出張健康教育	学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・命の大切さなど、学齢期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施する。	保健センター 保健予防課
学校での基礎体力向上への取り組み	子どもの心や体の健やかな成長を図るため、家庭・地域・学校が連携し、基礎体力の向上、生活習慣改善や心の健康保持の取り組みを充実する。	教育政策課 教育指導課
小児生活習慣病予防健診	子どもたちに適切な食生活や運動の習慣を身につけさせるため、区立学校において予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の対策を講じる。	学校運営課
セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施	警察や薬剤師などの専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施する。	教育指導課
学校保健委員会の活動	各学校における健康の問題を研究協議し、児童・生徒の健康づくりを推進する。	学校運営課

目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

3-1 子育て支援サービスの総合的な展開

3-1-1 子育て支援サービスの充実

事業名	主な事業内容	担当課
旧東戸山中学校の活用	旧東戸山中学校の敷地に「(仮称)子ども総合センター」を建設し、「子ども家庭支援センター」、「学童クラブ」、「子ども発達センター」、「障害児タイムケア」、「地域開放施設」等の総合的な子育て支援施設の他、「農業体験の場」、「多目的運動ひろば」等を整備する。(21年度起工、23年度開設)	関係各課
子どもと家庭に対する身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応する。相談内容によって適切な相談機関につなげていく。(子ども家庭支援センター・保育園・児童館・幼稚園・保健センター・家庭相談)	関係各課
子ども家庭支援センターの拡充	乳幼児や中高生等の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、要保護児童支援のしくみを充実させるため、子ども家庭支援センター機能と児童館機能の両方を併せ持つ「子ども家庭支援センター」を整備する。	子どもサービス課
乳幼児親子の居場所づくり	児童館・子ども家庭支援センター・子ども園等で、乳幼児親子が優先して集えるスペースを整備する。	子どもサービス課 学校運営課
地域子育て支援事業	子ども家庭支援センター・地域子育て支援センターにおいて、相談事業、専門機関や民間活動グループ等との連携、相談機関相互の連絡調整、乳幼児の居場所づくり等、子どもと家庭への総合的な支援を実施する。	子どもサービス課
育児支援家庭訪問事業	家庭訪問・育児援助・家事援助等を組み合わせ、産後支援や養育支援を行う。	子どもサービス課
ファミリーサポート事業	子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員とする、区民の相互援助活動をお手伝いする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営している。	子どもサービス課
子どもショートステイ	病気、出張、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができない時に、区内の乳児院や区が委託した協力家庭で子どもを預かる。(利用対象は0歳～小学校までの子ども)	子どもサービス課
子育て支援コーディネート体制の充実	児童福祉・ソーシャルワーク・子育て支援・地域福祉等に関する講座の受講や自主研究を通じて、区職員のコーディネート能力の向上を図る。	子どもサービス課
子育て応援事業(保育士による訪問相談)	豊富な経験に基づく保育実務経験者による訪問相談を行う。	保育課

事業名	主な事業内容	担当課
一時保育の充実 (保育園・子ども園)	保育施設、子ども園において、一時的に乳幼児を保育することにより、在宅で子育てしている家庭の保育ニーズに応える。保護者の病気等の理由による「緊急」の場合だけでなく、理由を問わず預かる。親子が日常的に利用する施設等においても実施していく。	保育課 学校運営課
ひろば型一時保育の充実	身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援する。(対象は生後6か月から小学校就学前まで)	子ども サービス課
保育園・母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図る。	保育課 子ども サービス課
悩みごと相談室	ライフスタイルの変化や核家族化により多様化する悩みに対して、気軽に相談できるよう専門の職員が面接や電話で受け、問題の解決に向けて助言を行う。	男女共同参画課
女性問題に関する相談機関連携会議	配偶者暴力等(DV)防止のために、関係する相談機関との連携を強化するとともに、事例研究を通して相談員相互の資質の向上と情報の共有化を図る。	男女共同参画課
【再掲】親と子の相談室	3~4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び乳幼児虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行う。	保健センター
【再掲】育児相談・育児グループ・育児講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施する。 ・双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施する。 ・子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催する。 	保健センター
【再掲】オリーブの会(MCG) MCG: Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図る。	保健センター
地域に開かれた幼稚園(園舎開放・子育て相談)事業	地域の子育て支援に資するため、未就園児親子への施設開放・園行事への参加事業等を行う。	学校運営課
区立幼稚園つどいのへや	区立幼稚園で専用室を設け、児童館などと連携しつつ、地域の子育て支援のニーズを踏まえながら、乳幼児親子の居場所づくりや子育て相談など、子育て支援機能を充実する。	学校運営課
私立幼稚園預かり保育推進事業	私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、預かり保育時間の延長、休業期の実施など子育て支援事業の充実を図る。	学校運営課

3-1-② 経済的な支援

事業名	主な事業内容	担当課
島田育英基金	基金の運用益金を、学業優秀な区内在住中学生が高等学校等へ進学する際、育英基金として支給する。	総務課
外国人学校児童・生徒保護者補助金	経済的理由により就学困難な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給する。(所得制限あり)	文化観光国際課
心身障害者医療費助成	重度心身障害者及び重度心身障害児(子ども医療費助成対象終了後)が、健康保険を使って診療を受けたときの自己負担分(全額又は一部)を助成する。(事業経費は全額東京都が負担し、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が一部の事務を実施)	障害者福祉課
心身障害者福祉手当	児童育成手当(障害手当)に該当しない障害児・障害者に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課
重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする障害児・障害者に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課
障害児福祉手当	20歳未満で身体または精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課
生活保護費・法外援護・健全育成費	生活保護法による被保護世帯の学齢生徒のうち、新宿区児童手当を受給した者に対して、同額の費用(健全育成費)を7月、11月、3月の年3回支給する。生活保護においては、新宿区児童手当受給額を収入として認定し、保護支給額を減額調整するので、実質的に手当を受給しなかった場合と変わらず、事業の目的が達成されないため。(新宿区児童手当の開始に伴い18年度支給開始)	生活福祉課
生活保護費・法外援護・自立促進事業	〔就労前支援〕 生活保護法による被保護世帯の義務教育就学中の子ども及びその親を対象に、日常生活習慣確立のため、NPO団体への事業委託により家庭訪問及び各種教室等を実施する。 〔学習環境整備支援〕 生活保護法による被保護世帯の中学2年生及び中学3年生を対象に、高校進学及び基礎学力向上を目的として、学習塾への通塾などの費用を支給する。	生活福祉課
子ども手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもを対象に手当を支給する。(平成22年4月施行予定)	子どもサービス課

事業名	主な事業内容	担当課
児童育成手当 (育成手当・障害手当)	<p><育成手当> 「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給する。</p> <p><障害手当> 「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給する。</p>	子どもサービス課
児童扶養手当	「18歳に達した年度の末日までの父と生計を同じくしていない児童（又は20歳未満の中度以上の障害を有する児童）で、父母が離婚、父が死亡、父が重度の障害の状態にあるなどの状況にある児童」を養育している母又は養育者に支給する。児童扶養手当法の改正により、平成22年8月から、父子家庭の父にも対象が拡大される予定。	子どもサービス課
新宿区父子家庭手当	母子家庭のみが対象となっている児童扶養手当と同基準の手当を父子家庭にも支給し、当該家庭の生活の安定と児童の健全育成を図る。児童扶養手当法の改正後、新宿区父子家庭手当は廃止予定。	子どもサービス課
特別児童扶養手当	「20歳未満で、愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級・4級（一部）程度、日常生活に著しい制限を受ける疾病・精神障害を有する児童」を養育している人に支給する。	子どもサービス課
子ども医療費助成	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成する。	子どもサービス課
助産施設への入所	児童福祉法第22条第1項の規定に基づき、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院して出産することができない場合、指定する助産施設で出産することができる制度。	子どもサービス課
誕生祝い品の支給	新たな子どもの誕生を祝い、出産された方と家族に祝意を表すために、誕生祝品（オリジナル図書カード、絵本ガイドブック）を支給する。	子どもサービス課
母子福祉資金	20歳未満の子どもを育てている母子家庭が、事業開始、住宅改修、就学、就職などで資金が必要となった場合に貸付けを行う。	子どもサービス課
【再掲】入院助産	保健上必要であるにも関わらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦に対して、出産費を公費で負担する。	子どもサービス課
【再掲】ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は20歳未満）を扶養しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成する。	子どもサービス課

事業名	主な事業内容	担当課
第3子目以降の保育料無料化	保育に欠ける就学前の児童3人以上を保育園等に預けている場合の保育料軽減策として、保育料の負担は2人までとし、それ以外は公費負担とする。	保育課 学校運営課
育成医療の助成	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	健康推進課
大気汚染医療費の助成	大気汚染による気管支ぜん息等4疾病の医療を受けた場合に、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。 ・気管支ぜん息（全年齢）ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺きしゅ（18歳未満）	健康推進課
【再掲】妊婦健康診査	妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防のため、委託医療機関において、妊娠中の健康診断を行う。20年度から妊婦健康診査の回数を2回から14回とした。	健康推進課
【再掲】妊婦健康診査費助成	少子化対策の一環として、妊婦健康診査費の一部を助成し、区民が安心して出産できる環境を整える。19年度中に母子健康手帳を発行し妊婦健康診査（後期）を受けた者に、妊婦健康診査費の一部（8万円又は2万円）を各金額の要件により助成する。	健康推進課
養育医療の助成	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	健康推進課
【再掲】妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等により、入院医療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を行う。	健康推進課
小児慢性疾患の医療費助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療に係る医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	保健予防課 保健センター
特殊疾病の医療費助成	国・都が指定する特殊疾病の治療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。（全部または一部）	保健予防課 保健センター
【再掲】妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付する。	保健センター
奨学資金の貸付	高等学校等に在学し、又は入学する者のうち、成績優秀であり、かつ経済的理由により修学困難な生徒に対して、修学に必要な資金の一部の貸付を行う。	教育政策課

事業名	主な事業内容	担当課
就学援助	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助する。	学校運営課
区立幼稚園及び子ども園保育料免除	区立幼稚園児及び子ども園児の保護者の経済的負担を軽減させるため、対象基準に該当する場合に保育料等を免除する。	学校運営課
私立幼稚園保護者の負担軽減	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、入園料補助金、保育料補助金、就園奨励費を、各々の対象基準に該当する場合に支給する。	学校運営課

3-2 都市型保育サービスの充実

3-2-1 保育園待機児童の解消

事業名	主な事業内容	担当課
認可保育所等の整備	老朽化した区立保育園を私立の認可保育園に建替える、また、既存の公共施設の活用として区立保育園を施設整備することで、定員の拡充と地域の保育需要に機動的に 대응する。	保育課
認証保育所への支援	東京都が独自の認証基準に基づいて設置を認証する保育施設。民間事業者等が設置主体となり、利用者との直接契約で保育を実施する。区は開設準備及び運営経費の補助を行う。	保育課
各種研修の充実	保育園において、理論・実技・障害児等保育に関わる専門研修を通じ、専門職としての知識を高める。さらに、テーマや職種別 OJT 研修、相談事務等に対応するスキルを身につけ、保育の質の向上を図る。	保育課
【再掲】保育園・母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図る。	保育課 子どもサービス課

3-2-② 多様な保育サービスの充実

事業名	主な事業内容	担当課
【再掲】認可保育所等の整備	老朽化した区立保育園を私立の認可保育園に建替える、また、既存の公共施設の活用として区立保育園を施設整備することで、定員の拡充と地域の保育需要に機動的に 대응する。	保育課
特別保育サービスの充実	就労機会の増大、価値観やライフスタイルの変化に合わせて、保護者のニーズに機動的に 대응し、地域バランスも考慮して、多様で多角的な保育環境を整備する。延長保育、休日保育、年末保育、産休・育休明け保育、入所予約を充実するとともに、本計画では、新たに病児・病後児保育室を1か所開設し、既存の病後児保育事業と連携するなど、利便性を図る。	保育課
【再掲】認証保育所への支援	東京都が独自の認証基準に基づいて設置を認証する保育施設。民間事業者等が設置主体となり、利用者との直接契約で保育を実施する。区は開設準備及び運営経費の補助を行う。	保育課
保育室	認可外保育施設の利用児童を適切に保護するため、保育室（生後57日以上3歳未満の児童を預かる小規模保育施設）として活用し児童福祉の増進を図る。	保育課
家庭福祉員制度（保育ママ）	家庭的雰囲気の良い施設保育を望まない保護者のニーズに対応するため、保育について技能と経験を持った者が、その家庭で3歳未満の児童の保育を実施する。	保育課

3-2-③ 学童クラブの充実

事業名	主な事業内容	担当課
学童クラブの充実	学童クラブ利用の需要の増加に対応するため、学校施設等の活用により、新たな学童クラブを開設する。また、区の直営による他、児童指導業務委託による運営や、民間学童クラブへの運営費補助という形態により、延長利用ができる学童クラブを増やしていく。	子どもサービス課

3-3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

3-3-1 障害児等と家庭

事業名	主な事業内容	担当課
障害者・障害児等ショートステイ事業	区内の施設において障害者・障害児等を対象としたショートステイ事業を行う。あゆみの家、区立障害者福祉センター、新宿生活実習所、新宿けやき園にて実施。	障害者福祉課 あゆみの家
障害児等タイムケア事業	小学校・中学校・高校生の知的障害児等について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供する。	障害者福祉課
日常生活のための各種支援	[補装具等の支給] 障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給する。 [障害者歯科診療] 一般歯科診療機関では治療が困難な重度の障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行う。 [その他] 紙おむつ支給、福祉タクシー等	障害者福祉課
障害者地域生活支援事業	障害児・障害者の生活全般にわたる相談に応じ、情報提供、ケアマネジメント、サービス利用支援等を行うとともに、必要なサービスを提供する。	障害者福祉課 あゆみの家
子ども発達センター	心身に障害のある子どもや発達に遅れのある子どもとその保護者に対して、必要な支援を速やかに提供できるよう関係機関と連携しながらサービスの提供や調整を総合的に行う。	あゆみの家
<子ども発達センター> 発達相談	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行う。必要に応じて関係機関と連携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていく。	あゆみの家
<子ども発達センター> 児童デイサービス	就学前の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童の自立、社会参加を支援するために、通所によるグループ活動や個別活動を通して、言語・理解の促進や運動機能及び日常生活動作の発達を支援する。	あゆみの家
<子ども発達センター> 在宅児等訪問支援	0歳～就学前の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童が、子どもの状況や家庭の事情等で通所できない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、発達の支援や情報提供等を行う。	あゆみの家
<子ども発達センター> 障害幼児一時保育	障害児の家族への支援を目的として、3歳～就学前の心身に障害がある児童や発達に遅れのある児童を対象に、平日一時的に保育する。(利用時間：10時～17時)	あゆみの家
<あゆみの家> 短期入所及び日中ショートステイ事業	在宅の心身障害児を介護する家族が、疾病等の理由により、居宅で介護できない場合に、心身障害児を一定期間保護することにより、家族の負担軽減を図る。	あゆみの家

事業名	主な事業内容	担当課
<学童クラブ> 障害児への対応	通常、小学校3年生までを対象として実施している学童クラブを、障害児等については6年生まで延長する。	子どもサービス課
<保育園> 障害児保育の実施	保育園で中軽度で集団保育が可能な障害児を保育する。また、障害児を持つ保護者に対する支援を進める。	保育課
すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の問題があるか、又はそのおそれのある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、異常の早期発見及び療育の相談を行う。	保健センター
在宅重症心身障害児訪問事業	療養上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行う。	保健センター
<教育センター> ことばの教室	聴覚及び言語に障害のある児童・生徒が、障害の状態の改善・克服に必要な技術を身につけることを目的に聴覚・言語指導の専門家による指導を行う。	教育指導課
<教育センター> 巡回指導・相談体制の構築	発達障害のある幼児・児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援のため、医師・学識経験者や心理職等で構成する専門家による支援チームが区立幼稚園・小・中学校巡回相談・助言を行う。また、特別支援教育推進員（区費講師）を派遣し、学校内指導体制を支援する。	教育指導課
情緒障害等通級指導学級の設置	通級指導が必要な発達障害等の児童・生徒への支援を充実させるため、区立小・中学校に情緒障害等通級指導学級を増設・新設する。	学校運営課
<新宿養護学校> 在籍児童・生徒に対する機能訓練の充実	新宿養護学校に在学する児童・生徒の健康の維持増進、運動機能の向上を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による指導を行なう。	学校運営課
<幼稚園> 障害児保育の実施	幼稚園で集団保育が可能な障害児を保育する。教育効果の向上と安全の確保を図るため、園に慣れるまでの期間、必要に応じ介護員（保育助手）を配置する。	学校運営課

3-3-2 ひとり親家庭

事業名	主な事業内容	担当課
ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は20歳未満）を扶養しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成する。	子どもサービス課
ひとり親家庭休養ホーム	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭のレクリエーションと休養のため、区で指定した施設を無料または低額な料金で利用してもらう。	子どもサービス課
ひとり親家庭への家事援助者雇用費助成	義務教育修了前（中学生の場合はひとり親になって6か月以内の家庭）の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は子どもが一時的な疾病などにより日常生活に支障をきたしたとき、家事援助者を雇う費用を助成する。	子どもサービス課
母子家庭自立支援給付事業	母子家庭の母親の就労を促進するため、区内在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭で、児童扶養手当受給者または同様の水準の人が、事前申請した指定訓練講座の受講を修了後に、受講料の40%相当額を支給する。	子どもサービス課
母子家庭高等技能訓練促進事業	就職に有利となり生活の安定に資する国家資格等の取得に係る養成訓練（2年以上）において、受講期間のうち一定期間について新宿区母子家庭高等技能訓練促進費を支給する。「一定期間」については、修業期間の後半の2分の1の期間（上限18月）であるが、21年6月から24年3月までの間に入学・修業している者は全期間とする。	子どもサービス課
自立支援促進事業（ひとり親家庭福祉）	ひとり親家庭に対して、きめ細かな就労支援を展開するため、自立支援プログラム策定員を配置し、個々の状況に応じて自立支援計画を策定し、就労を支援する。	子どもサービス課
母子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言を行う。	子どもサービス課
母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、生活上のいろいろな問題を抱えている場合、母子を保護し、自立に向けて支援する。	子どもサービス課
【再掲】児童扶養手当	「18歳に達した年度の末日までの父と生計を同じくしていない児童（又は20歳未満の中度以上の障害を有する児童）で、父母が離婚、父が死亡、父が重度の障害の状態にあるなどの状況にある児童」を養育している母又は養育者に支給する。児童扶養手当法の改正により、平成22年8月から、父子家庭の父にも対象が拡大される予定。	子どもサービス課
【再掲】新宿区父子家庭手当	母子家庭のみが対象となっている児童扶養手当と同基準の手当を父子家庭にも支給し、当該家庭の生活の安定と児童の健全育成を図る。児童扶養手当法の改正後、新宿区父子家庭手当は廃止予定。	子どもサービス課

3-3-③ 外国人家庭

事業名	主な事業内容	担当課
日本語学習への支援	外国人の子どもは日本語が十分でないため教科学習が遅れがちな場合がある。こうした子どもたちに対する学習支援を実施するとともに、地域住民と交流する事業を実施する。	文化観光国際課
外国語版生活情報紙の発行	外国人向けに目的別の生活ガイドを作成する。情報網羅 1冊型から差し替えが可能な 10 のジャンルに分けた分冊方式とし、毎年掲載情報の更新を行う。	文化観光国際課
新宿生活スタートブックの発行	来日間もない外国人に対し、日本の基本的な生活ルール、生活習慣を中心に紹介するとともに、区役所での手続きなどのチェックを掲載した冊子を作成し、外国人登録事務手続きの際などに配布する。	文化観光国際課
外国語版文化・生活情報等ホームページの作成	日本語が理解できないために、文化・生活に係る情報が容易に入手できない外国人のために外国語版ホームページを作成する。	文化観光国際課
外国語版「子育てサービスガイド」の発行	子育て情報誌の外国語版を作成し配布する。	子ども家庭課
保育園児等への日本語サポート	外国等から転入した入所児童で、日本語のサポートが必要な 4.5 歳児を対象に日本語指導を行う。また、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との面談や保護者会に通訳者を派遣する。	保育課
日本語サポート指導	区立学校・幼稚園に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒などが日本語の授業を理解できるように、学校へ日本語適応指導員を派遣し、日本語及び学校（園）生活に関する適応指導を行う。	教育指導課

3-3-④ 虐待予防及び被虐待児と家庭

事業名	主な事業内容	担当課
女性及び母子緊急一時保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助する。	生活福祉課 子どもサービス課
【再掲】子ども家庭サポートネットワーク	福祉、保健、教育等の子ども家庭関係組織のより効果的な連携を図るため、「子ども家庭サポートネットワーク」を設置、運営している。（このネットワークは、児童福祉法第 25 条に基づく要保護児童対策地域協議会として位置づけている。）	子ども家庭課
【再掲】子ども家庭支援センターの拡充	乳幼児や中高生等の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、要保護児童支援のしくみを充実させるため、子ども家庭支援センター機能と児童館機能の両方を併せ持つ「子ども家庭支援センター」を整備する。	子どもサービス課

事業名	主な事業内容	担当課
【再掲】妊婦への相談支援	<p>〔ハイリスク妊婦等要支援者への支援の充実〕</p> <p>①妊娠届書からハイリスク妊婦（10代及び40歳以上の妊娠・22週以降の妊娠届等）を把握し支援を行う。</p> <p>②母子健康手帳交付時に妊婦の生活習慣や心の健康状態を把握するための質問票を活用して支援する。</p>	保健センター
【再掲】はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦と産後3か月くらいの母親を対象に、心理職等による講演、助産師・保健師による相談や指導とともに、身近な仲間同士のアドバイスや情報交換を行う。	保健センター
【再掲】すくすく赤ちゃん訪問	0か月～生後4か月までの乳児を対象に助産師または保健師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導する。また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげる。	保健センター
【再掲】育児相談・育児グループ・育児講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施する。 ・双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施する。 ・子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催する。 	保健センター
【再掲】親と子の相談室	3～4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び乳幼児虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行う。	保健センター
【再掲】オリーブの会（MCG） MCG：Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図る。	保健センター

目標4 安心できる子育て環境をつくります

4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

事業名	主な事業内容	担当課
体育指導委員の活動	区民へのスポーツ実技指導・スポーツ活動に関する組織の育成・学校や行政機関の実施するスポーツ事業への協力等を行う。	生涯学習 コミュニティ課
「四谷ひろば」の維持管理	地域住民主体の運営協議会が管理運営する「四谷ひろば」を施設の維持管理面で支援する。	四谷特別出張所
地域の教育力との連携	社会体験・生活体験などを地域社会全体で取り組む活動や、フォーラムなどとおして、家庭と地域が協力して子どもの健全育成に取り組む環境づくりを目指す。	子ども家庭課
思春期の子育て支援事業	思春期の育ちを支えることを目的に、思春期の子どもを持つ保護者、これから思春期を迎える子どもを持つ保護者を主な対象として連続講座やシンポジウムを開催する。(21年度協働提案事業)	子ども家庭課
青少年活動推進委員の活動	次代の社会を担う自立した青少年の育成を目的として、青少年活動推進委員を委嘱し、様々な体験活動を実施することで青少年の主体性を養うとともに、家庭や地域の大人たちの教育力向上支援活動などを実施し、青少年を取り巻く環境づくりを行う。	子ども家庭課
地区青少年育成委員会活動への支援	区民の自主的な活動として、地域社会において青少年の健全育成を図ることを目的に様々な行事を行うとともに、地域の環境浄化に努めている。特別出張所を単位として地域の実情に応じた活動を展開している。	子ども家庭課 特別出張所
社会を明るくする運動	青少年の非行防止と、非行に陥った人たちの更正・援助のための地域活動について広く理解を得るため、法務省の主唱で全国的に実施しており、7月～8月を強調月間として、各団体が運動を展開している。 法務省による重点事項が「犯罪や非行をした人たちの就労支援」であったため、区独自の重点目標を昨年度と同様に「青少年」に焦点を合わせた内容にして実施した。	子ども家庭課
子育て仲間づくり事業	子育て仲間づくりを支援するサポーターを育成し、地域の子育て力の向上を図る。	子ども サービス課
落合三世代交流事業	21年度より、西落合児童館内に、区民と協働して、子どもを中心に幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場を整備した。事業は「落合三世代交流を育てる会」に委託して行い、新宿区社会福祉協議会による福祉相談なども実施している。	子ども サービス課

事業名	主な事業内容	担当課
北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの）	区の空き施設を利用したNPO等区民グループの自主的な子育て支援事業を支援する。	子どもサービス課
子育て支援者養成事業	子育て支援に興味のある区民を対象に、講義・実習を取り入れたワークショップを実施し、子育て支援者の拡大を図る。	子どもサービス課
児童館自主運営委員会の活動	児童館において区民による自主事業を行い、子ども同士や高齢者等の交流を図る。	子どもサービス課
保育園地域交流事業	在宅で子育てをしている保護者の子育て不安感解消と自信回復を図る目的で、各保育園が、保育園児や保育士とふれあう場の提供として、園庭解放、親子あそぼう会、誕生会等の保育園行事を実施する。	保育課
市街地再開発事業における子育て支援施設の誘導	市街地再開発事業においては、地域特性等や、プロジェクトの特性に配慮したうえで、子育て支援関連施設の設置を誘導し、安全で快適に住み続けられるまちづくりを実現する。	地域整備課
区民住宅の管理運営	義務教育修了前の子を扶養する世帯の定住化を促進するため、所得が区営住宅基準以上の区民に対し、区民住宅を提供する。	住宅課
子育てファミリー世帯居住支援	〔転入助成〕 義務教育修了前の子どもを扶養する世帯が、区外から区内の民間住宅に住み替える場合に、引越しにかかる費用と賃貸借契約に係る費用を助成する。 〔転居助成〕 区内に居住する義務教育修了前の子どもを扶養する世帯が、子の出生や成長に伴い区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引越しに係る費用と転居前後の家賃の差額を2年間助成する。	住宅課
家庭の教育力向上支援	従来より実施している、PTAが主体の「家庭教育学級・講座」と、教育委員会が主催の「PTA研修」の開催について継続して行う。 また、「入学前プログラム」事業では、入学前の保護者が集まる健康診断または保護者会の機会を活用し、学校との連携による子どもの仲間づくりプログラムや、入学を機に保護者としての意識を再認識するためのワークショップ、親子のコミュニケーションをテーマとしたプログラム等を実施し、家庭の教育力向上を支援し、子どもと親と学校の良好な関係をつくる。 さらに、「入学前プログラム・フォローアップ」事業や「保護者会等を活用した家庭教育事業」を実施するなど、事業拡充により多様な手法での家庭の教育力向上支援を目指す。	教育政策課

事業名	主な事業内容	担当課
地域学校協力体制の整備 (スクールスタッフ・学校ボランティア)	中学校区を基本単位とし、地域の学校が相互に活用できる外部人材を、授業や部活動に活かす。	教育指導課
メンタルサポートボランティア	目白大学心理カウンセリング学科の学生及び大学院生のボランティアを小・中学校に配置し、児童生徒の相談相手や学習補助等を行い教育の活性化を図る。	教育指導課

4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

事業名	主な事業内容	担当課
区有施設における子育てバリアフリーの推進	区有施設における、授乳可能なスペース等の情報をホームページ等で公開するとともに、施設の新築や大規模改修等の際に、乳幼児親子が利用しやすい環境整備を促進する。	子ども家庭課
まちの子育てバリアフリーの推進	子どもを連れた人へ配慮した取組みを行う区内の商店、飲食店などを協力店として登録し、ステッカーの交付や店舗等のPRを通じ、親子での外出や、子育てしやすいまちづくりを促進する。	子ども家庭課
水辺とまちの散歩道整備	河川改修工事による基盤整備後に、カラー舗装、休憩施設等の設置、緑化を行い散歩道として整備する。また地域の特色や付近の施設、神田川の自然等を解説する案内板を整備する。	道路課
清潔できれいなトイレづくり	老朽化した公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改修する。	みどり公園課
交通バリアフリーの整備促進	交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区(高田馬場駅周辺地区・新宿駅周辺地区)の整備促進を図るとともに、重点整備地区以外の鉄道駅についても、エレベーター設置補助等によりバリアフリー化を推進していく。	都市計画課
ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進	ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるため、有識者等で構成する検討委員会を設置し、ガイドラインを策定する。ガイドライン策定後は、区民や事業者に対してガイドラインの普及啓発を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりを進める。	都市計画課

4-3 役立つ情報を届けるしくみづくり

事業名	主な事業内容	担当課
新宿区地域ポータルサイトの開設	行政・民間・区民の情報を一体的に受発信するサイトを開設し官民協働で運営していく。地域に密着した区民生活に身近なテーマの情報交流を行うことで、新たな地域コミュニティ作りを目指す。子育てに関するコンテンツも設置し、利用者同士の交流を図る。	区政情報課
キッズホームページの開設	新宿区公式ホームページの再構築の一環として、キッズホームページを開設する。 子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていく。	区政情報課
ビデオ広報等の制作 (子ども向け防犯啓発ビデオの制作)	「新宿シンちゃん」交通安全啓発ビデオの制作（子どもが自分の身を守る方法を知り、実践していく力を身につけるためのアニメーション作品を制作する。）	区政情報課
子育て情報ガイドの発行	子育て支援に関する情報をまとめた冊子を作成し、関係機関窓口で配付するとともに、母子健康手帳交付時に、対象家庭に配付する。	子ども家庭課
児童館子育て情報紙「のびのび通信」の発行	地域の子育て情報を掲載した子育て情報紙を児童館で作成し、児童館・学校・幼稚園・保育園を通じて地域の子育て家庭に配布する。	子どもサービス課
小・中学校のホームページの開設	各学校ごと特色のあるホームページを開設し、他校との交流を深め、情報教育を推進する。	教育指導課
子どもホームページの充実	平成17年2月、新宿区立図書館ホームページ内に「こどもページ」を開設した。コンテンツには利用案内、行事案内、本の検索、おすすめ本の紹介などがあり、毎月更新を行なっている。	中央図書館

4-4 もっと安全で安心なまちづくり

事業名	主な事業内容	担当課
安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	平成 19 年 11 月 1 日から、しんじゅく安全・安心情報ネットにより不審者・事件・防災の各情報についてのメール配信及び電子掲示板への掲出を開始している。	危機管理課
安全教育の充実	小・中学校でのセーフティ教室等の実施や危機回避マニュアル（冊子）「こんなときあなたはどうしますか？」の作成・配付を行う。	子ども家庭課 教育政策課 教育指導課
緊急避難場所「ピーポ 110 ぱんのいえ」	子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ 110 ぱんのいえ」の普及・啓発について、設置主体の警察と協力して推進する。	子ども家庭課
みんなで進める交通安全	[交通安全教室] 幼児期からの交通安全教育が重要であるので、保育園、幼稚園及び小学校に出向き、警察の指導による交通安全教室を実施している。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方について指導を行う自転車教室も実施している。 [交通安全総点検] PTA・町会・警察・区が合同で交通安全施設等の総点検を行い交通事故のない安全なまちづくりに役立てる。	交通対策課
新入学児童に対する交通安全対策	区立小学校一年生を対象に、交通安全意識啓発用として、ランドセルカバー、黄色い帽子を配付する。	教育政策課
子ども安全ボランティア活動の推進	子どもの安全確保のために、地域ぐるみの安全体制の整備を行う。そのために、子どもの安全を見守るボランティア活動の推進を図る。	教育政策課
小・中学生への防犯ブザーの配付	区立小・中学生に防犯ブザーを配付し安全教育に努める。私立等の小・中学生には希望者に貸与する。	学校運営課

4-5 未来の子どもたちへの環境づくり

事業名	主な事業内容	担当課
生ごみ（給食残菜等）処理機の設置による堆肥づくり	区立保育園に生ごみ処理機を設置し、生ごみの減量化を図るとともに、乾燥処理物を有機肥料として、園庭での野菜づくり等で活用する。	保育課
アユが喜ぶ川づくり（神田川河川公園の整備）	アユ等の水生生物が生息できる水辺空間の創出を図る。	みどり公園課
環境学習・環境教育の推進	体系化した「環境教育ガイド」を策定し、学校教育、生涯学習などの様々な場における環境学習・環境教育を推進する。	環境対策課
環境学習情報センターの運営	環境を考へ行動するすべての人に、新しい情報発信や活動の場を提供し、環境保全思想の普及と環境行動の一層の推進を図る拠点として、16年6月に開設、運営している。	環境対策課
新宿リサイクル活動センターの運営	ごみ減量及びリサイクル活動を推進し、資源循環型社会の形成に資する総合活動拠点として運営を行う。環境学習や施設見学のプログラムを通じ、次代を担う子どもたちに対して、環境・リサイクル意識の醸成と啓発を図る。	環境対策課
地球温暖化対策の推進	区内の家庭や事業所における温室効果ガス排出量を削減し、未来へ引き継ぐことが出来る環境に配慮したまちづくりを目指す。区民や事業者の省エネルギーの取組みや新エネルギー等の導入を促進・支援するとともに、区自らも率先して、区有施設に太陽光発電設備等を導入していく。	環境対策課
区営住宅の管理運営	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な使用料で区営住宅を提供する。区営住宅の種類には、一般向け・高齢者向け・障害者向け・ひとり親世帯向けなどがある。	住宅課
高齢者等入居支援	民間住宅への入居が困難な高齢者、障害者及びひとり親世帯の入居を支援するため、協定保証会社へのあっ旋、保証委託料の助成を行う。	住宅課
住み替え居住継続支援	区内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者、障害者及びひとり親世帯に対して、転居後住宅の家賃と引越し費用の一部を助成する。	住宅課
子育てファミリー世帯居住支援（転居助成）	区内の民間賃貸住宅に居住し、義務教育修了前の子どもを扶養する世帯の居住継続と地域の活性化を図るため、家賃の一部を助成する。	住宅課
ワンルームマンション条例の運用	一定規模以上のワンルームマンションに家族向け住戸の設置を義務づけることなどを内容とする「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」について、同条例に基づく申請・届出の審査を行う。	住宅課

目標5 ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します

5-1 仕事と子育てが調和できる取組みの推進

事業名	主な事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス企業応援資金	ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業向けの低利の融資を行う。(対象企業は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画届出企業及び区が推進企業認定制度の申請書を受理した中小企業者)	産業振興課
ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する意識実態調査	区民及び区内事業者に、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画等に関するアンケート調査を行い、24年度からの「新宿区男女共同参画推進計画」策定に向けた基礎資料とする。	男女共同参画課
ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	男女共同参画情報誌やホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行う。	男女共同参画課
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、認定証を交付し公表するとともに、産業振興課との連携により、認定企業に対して低利融資を斡旋する。 子育て支援に積極的な企業が社会的に評価される社会環境を実現し、仕事と子育てが両立できる生活環境の整備を図るため、働き方の見直し、次世代育成支援についての啓発を行う。	男女共同参画課
育児ママの再就職準備講座	出産を理由に退職し、乳幼児の育児をしている女性を対象に、再就職のための準備について考える講座を実施する。	男女共同参画課

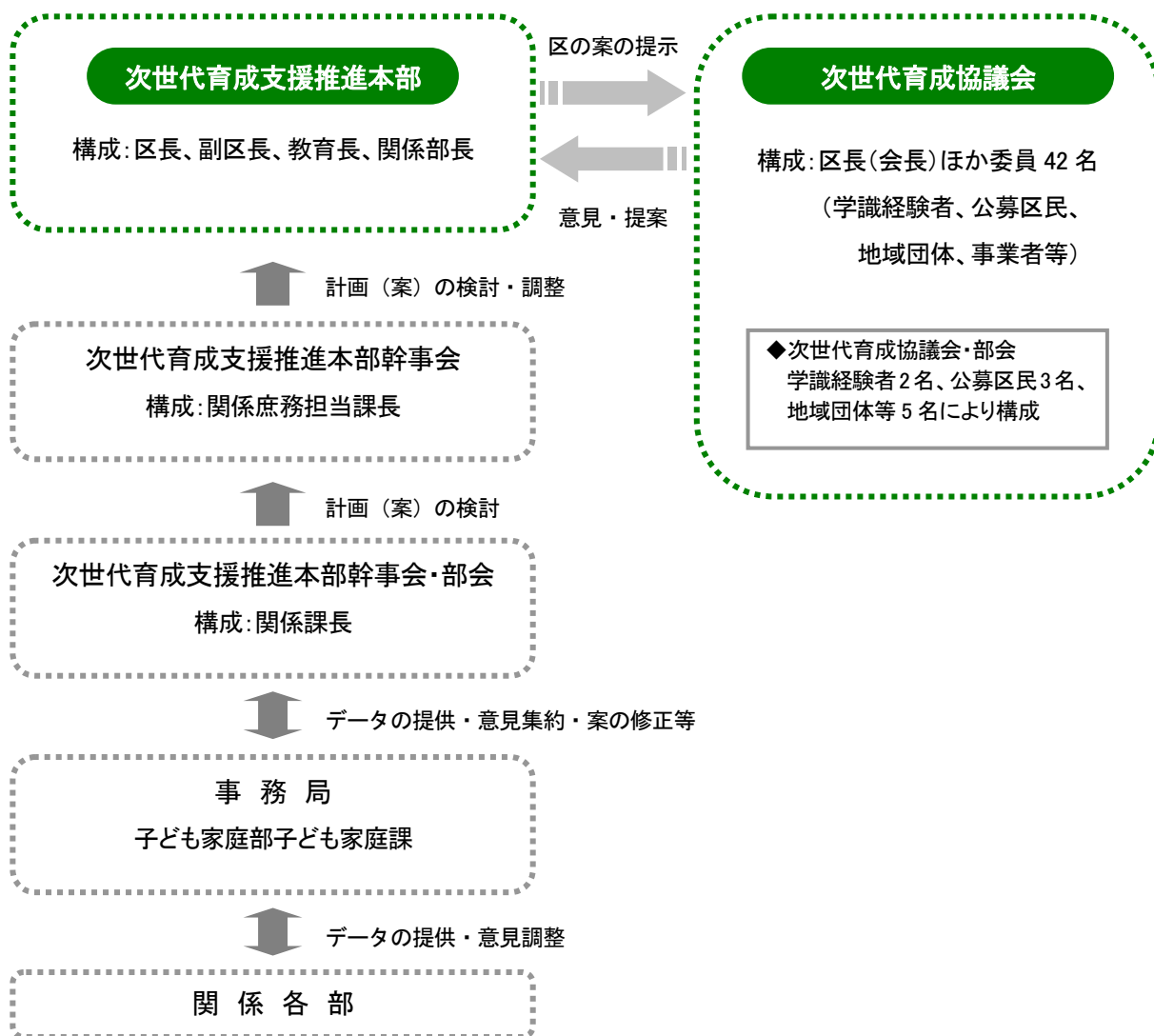
5-2 男女がともに自分らしく生きるために

事業名	主な事業内容	担当課
男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業	男性が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを行っている企業をサポート企業として認定登録し、対象要件を満たした場合、奨励金を支給する。	男女共同参画課
父親の育児参加の促進	男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進する。	男女共同参画課
小学校高学年向け啓発誌の配布	小学校高学年(5年生)を対象に、男女共同参画啓発誌を配布し、子育てを含めた男女共同参画社会を考える学習教材として活用する。	男女共同参画課

2 新宿区次世代育成支援計画（平成 22 年度～平成 26 年度）策定体制

この計画の策定にあたり、平成 20 年度に「新宿区次世代育成支援に関する調査」を実施しました。この調査は、区民 5,000 人を対象に、①就学前児童の保護者 ②小学生の保護者 ③中学生の保護者 ④中学生本人 ⑤青少年（15 歳から 17 歳までの男女） ⑥少子社会に関する調査（18 歳から 34 歳までの男女） の 6 種類の調査を行い、区民の子育て支援や次世代育成に関する現状・意識等を把握いたしました。

この調査結果等をもとに、区長を本部長とする「新宿区次世代育成支援推進本部」にて計画（案）を検討するとともに、区民・学識経験者・地域団体・事業者等からなる「新宿区次世代育成協議会」の中に「部会」を設置し、計画（案）の内容について検討・協議してきました。また、節目ごとに「新宿区次世代育成協議会」を開催し、計画（案）の内容について意見を伺うとともに、素案の段階でパブリック・コメント、シンポジウム、地域説明会を実施し、区民の声を計画に十分反映できるよう努めてきました。



3 新宿区次世代育成支援計画（平成 22 年度～平成 26 年度）策定経過

	開催日	次世代育成協議会	次世代育成協議会・部会	次世代育成支援推進本部
平成 21 年	6月26日			〔第1回〕 ①次世代育成支援計画 （後期計画）
	7月1日	〔第1回〕 ①骨子(案)について ②次世代育成協議会・部会 の設置について		
	7月16日		〔第1回〕 ①骨子(案)について ②子どもと家庭をとりまく現 状について	
	7月30日		〔第2回〕 ①施策体系について	
	8月7日			〔第2回〕 ①区有施設における子育 てバリアフリーの推進 ②待機児童解消対策
	8月25日		〔第3回〕 ①施策体系について ②現状と課題・取組みの方 向について	
	9月3日		〔第4回〕 ①現状と課題・取組みの方 向について	
	9月17日		〔第5回〕 ①新宿区次世代育成支援計 画(素案)について	
	10月15日	〔第2回〕 ①新宿区次世代育成支援計 画(素案)について		
	10月22日			〔第3回〕 ①新宿区次世代育成支援 計画(素案)
10月29日	〔第3回〕 ①新宿区次世代育成支援計 画(素案)について			
平成 22 年	1月13日			〔第4回〕 ①待機児童解消対策
	1月22日			〔第5回〕 ①新宿区次世代育成支援 計画(平成22年度～平 成26年度) ②パブリック・コメントの結 果
	3月29日	〔第4回〕 ①新宿区次世代育成支援計 画(平成22年度～平成26 年度)について ②パブリック・コメントの結果 について		

4 地域説明会等実施状況

〔地域説明会〕

回	開催日	会場	参加者	備考
第1回	21年11月12日(午前)	角筈地域センター	2人	
第2回	21年11月12日(夜間)	若松地域センター	3人	
第3回	21年11月13日(午後)	新宿消費生活センター分館	3人	
第4回	21年11月17日(午後)	牛込筆筈区民センター	90人	次世代育成シンポジウムを開催
第5回	21年11月18日(夜間)	柏木地域センター	35人	「区長と話そうしんじゅくトーク」と共催
第6回	21年12月2日(午後)	榎町地域センター	6人	
第7回	21年12月3日(午前)	落合第一地域センター	5人	
第8回	21年12月3日(午後)	落合第二地域センター	5人	
第9回	21年12月4日(午後)	四谷地域センター	11人	
第10回	21年12月4日(夜間)	大久保地域センター	9人	

〔区政モニター会議での説明〕

開催日	会場	参加者	備考
21年12月14日	新宿区役所	37人	区政モニター会議にて説明

〔パブリック・コメントの実施〕

実施期間	意見提出件数
平成21年11月12日(木)～平成21年12月14日(月)まで	70件

5 新宿区次世代育成協議会条例

〔平成 17 年 3 月 24 日〕
〔 条 例 第 1 8 号 〕

(設置)

第1条 新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策（以下「次世代育成施策」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るため、区長の附属機関として、新宿区次世代育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次世代育成施策に関する重要な事項について協議する。

2 前項に規定するもののほか、協議会は、次世代育成施策の推進を図るために必要な事項について、区長及び区内の関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員 43 人以内をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者 3 人

(2) 区民 3 人

(3) 事業者（法人その他の団体にあつては、その構成員（次号に掲げる者を除く。）） 1 人

(4) 労働組合の組合員 1 人

(5) 地域活動団体の構成員 20 人

(6) 教育、保健、福祉等の関係者 8 人

(7) 関係行政機関の職員 7 人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 協議会は、次世代育成施策に関する特定の事項について調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成17年5月24日規則第107号により、平成17年6月23日から施行)

2 委員の委嘱及び任命のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成19年6月21日条例第47号)

1 この条例は、平成19年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の新宿区次世代育成協議会条例第3条第3項の規定による委員の委嘱及び任命のための手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

6 新宿区次世代育成協議会の構成

(1) 新宿区次世代育成協議会委員（第三期）

役職名	組織・団体等	氏名	備考
会長	新宿区長	中山 弘子	
副会長	学識経験者	福富 護	東京学芸大学名誉教授
委員	学識経験者	増田 まゆみ	目白大学教授
	区民（公募）	小林 辰男	
	区民（公募）	小林 浩司	
	区民（公募）	山田 幸恵	
	東京商工会議所	福西 七重	
	連合新宿地区協議会	細谷 さつき	
	民生委員児童委員協議会	金子 正子	
	新宿区青少年団体連絡協議会	野澤 秀雄	
	区立中学校 PTA 協議会	田中 淳	
	区立小学校 PTA 連合会	小野田 剛	
	しんじゅく女性団体会議	長谷川 照子	
	新宿区保護司会	佐藤 雅子	
	四谷地区青少年育成委員会	田谷 節子	
	笹塚地区青少年育成委員会	飯島 泰文	
	榎地区青少年育成委員会	松井 ひろ子	
	若松地区青少年育成委員会	藤塚 米子	
	大久保地区青少年育成委員会	勝元 秀男	
	戸塚地区青少年育成委員会	吉田 哲也	
	落合第一地区青少年育成委員会	大塚 フジエ	
	落合第二地区青少年育成委員会	鹿倉 敏子	
	柏木地区青少年育成委員会	山浦 秀彰	
	角筈地区青少年育成委員会	豊島 富子	
	区立幼稚園 PTA 連合会	榎本 知子	
	新宿区学童保育連絡協議会	三島 知彦	
	新宿区障害者団体連絡協議会	平賀 美智子	
	新宿区更正保護女性会	竹内 妙子	
	新宿区教育長	石崎 洋子	
	区立中学校校長会	三町 草	
	区立小学校校長会	邑上 裕子	
	区立幼稚園園長会	富井 正嗣	
	私立幼稚園園長会	菊池 義和	
	区立保育園園長会	矢作 雅子	
	私立保育園連絡会	古屋 紀子	
	地域子育て支援センター	大矢 裕子	
	新宿警察署長	立延 哲夫	
	戸塚警察署長	近澤 貴司	
四谷警察署長	寺島 卓	平成21年9月30日まで	
	立石 照雄	平成21年10月1日から	
牛込警察署長	小林 博夫		
新宿少年センター所長	関谷 信男	平成21年9月30日まで	
	鈴木 敬夫	平成21年10月1日から	
新宿消防署長	野原 英司		
東京都児童相談センター所長	丸山 浩一		

(2) 新宿区次世代育成協議会・部会委員（平成21年度）

役職名	組織・団体等	氏名	備考
部会長	学識経験者	福富 護	東京学芸大学名誉教授
部会員	学識経験者	増田 まゆみ	目白大学教授
	区民（公募）	小林 辰男	
	区民（公募）	小林 浩司	
	区民（公募）	山田 幸恵	
	民生委員児童委員協議会	金子 正子	
	区立中学校PTA協議会	田中 淳	
	区立小学校PTA連合会	小野田 剛	
	大久保地区青少年育成委員会	勝元 秀男	
	区立幼稚園PTA連合会	榎本 知子	
	新宿区学童保育連絡協議会	三島 知彦	
	新宿区障害者団体連絡協議会	平賀 美智子	
	区立保育園園長会	矢作 雅子	

7 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱

(設置)

第1条 新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策（以下「次世代育成施策」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るための庁内検討組織として、新宿区次世代育成支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を総理する。
- 4 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 次世代育成支援にかかわる計画の策定に関すること。
- (2) 次世代育成支援にかかわる諸施策の協議及び推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援にかかわる計画の推進の総合調整に関すること。
- (4) その他次世代育成支援にかかわる施策の推進に関し、本部長が必要と認める事項

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理するものとする。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部子ども家庭課長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 8 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集する。

(部会)

第6条 幹事会に部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、子ども家庭部子ども家庭課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

本部員	区長室長
	総合政策部長
	総務部長
	地域文化部長
	福祉部長
	社会福祉協議会担当部長
	子ども家庭部長
	健康部長
	新宿区保健所長
	みどり土木部長
	環境清掃部長
	都市計画部長
	教育委員会事務局次長
	中央図書館長

別表第 2（第 5 条関係）

幹事	総合政策部 企画政策課長
	総務部 総務課長
	地域文化部 地域調整課長
	福祉部 地域福祉課長
	子ども家庭部 子ども家庭課長
	健康部 健康推進課長
	みどり土木部 土木管理課長
	環境清掃部 環境対策課長
	都市計画部 都市計画課長
	教育委員会事務局 教育政策課長

8 新宿区次世代育成支援推進本部の構成

(1) 本部員

役職名	職名	氏名	備考
本部長	新宿区長	中山 弘子	
副本部長	新宿区副区長	永木 秀人	
	新宿区教育長	石崎 洋子	
本部員	区長室長	寺田 好孝	
	総合政策部長	猿橋 敏雄	
	総務部長	野口 則行	
	地域文化部長	酒井 敏男	
	福祉部長	今野 隆	
	社会福祉協議会担当部長	(今野 隆)	(※福祉部長兼務)
	子ども家庭部長	伊藤 陽子	
	健康部長	八十 恒人	
	新宿区保健所長	福内 恵子	
	みどり土木部長	邊見 隆士	平成21年7月15日まで
		野崎 清次	平成21年7月16日から
	環境清掃部長	伊藤 憲夫	
	都市計画部長	高橋 信行	
	教育委員会事務局次長	小柳 俊彦	
中央図書館長	野田 勉		

(2) 幹事

役職名	職名	氏名	備考
幹事	総合政策部 企画政策課長	藤牧 功太郎	
	総務部 総務課長	木全 和人	
	地域文化部 地域調整課長	加賀美 秋彦	
	福祉部 地域福祉課長	山崎 文雄	
	子ども家庭部 子ども家庭課長	吉村 晴美	
	健康部 健康推進課長	杉原 純	
	みどり土木部 土木管理課長	野崎 清次	平成21年7月15日まで
		柏木 直行	平成21年7月16日から
	環境清掃部 環境対策課長	木村 純一	
	都市計画部 都市計画課長	折戸 雄司	
	教育委員会事務局 教育政策課長	竹若 世志子	

(3) 部会員

役職名	職名	氏名	備考
部会長	子ども家庭部 子ども家庭課長	吉村 晴美	
副部会長	子ども家庭部 子どもサービス課長	大野 哲男	
部会員	総合政策部 企画政策課長	藤牧 功太郎	
	地域文化部 文化観光国際課長	山田 秀之	
	地域文化部副参事(勤労者・仕事支援センター担当)	村上 道明	
	福祉部 障害者福祉課長	秋重 知子	
	福祉部 あゆみの家所長	小山 朝子	
	福祉部 生活福祉課長	井下 典男	
	子ども家庭部 保育課長	吉田 淳子	
	子ども家庭部 男女共同参画課長	下杉 正樹	
	健康部 牛込保健センター所長	大久保 仁恵	(※母子保健担当)
	みどり土木部 土木管理課長	野崎 清次	平成21年7月15日まで
		柏木 直行	平成21年7月16日から
	都市計画部 住宅課長	北村 仁英	
	教育委員会事務局 教育指導課長	上原 一夫	
	教育委員会事務局 学校運営課長	齊藤 正之	

新宿区次世代育成支援計画
(平成 22 年度～平成 26 年度)

印刷物作成番号

2009-5-3001

発行年月 平成 22 (2010) 年 3 月
編集・発行 新宿区子ども家庭部子ども家庭課
〒160-8484
東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
電話 03 (5273) 4260

- 新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

